

人身取引対策推進会議（第12回） 議事録

1 日時

令和8年1月16日（金）午前10時15分～午前10時30分

2 場所

総理大臣官邸3階南会議室

3 出席者

木原内閣官房長官（議長）

黄川田内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）、あかも国家公安委員会委員長、平口法務大臣、上野厚生労働大臣、山下農林水産副大臣、井野経済産業副大臣、大西外務大臣政務官、清水文部科学大臣政務官、加藤国土交通大臣政務官、尾崎内閣官房副長官、佐藤内閣官房副長官、露木内閣官房副長官、阪田内閣官房副長官補、河邊内閣官房副長官補、西山内閣官房内閣審議官

4 議事内容

【尾崎内閣官房副長官】

それでは、会議を開催いたします。まず、本会議の開催趣旨について、私から説明をいたします。

人身取引は重大な人権侵害であるとともに、深刻な国際問題であり、その対策は、政府の重要課題の一つであります。

具体的には、2009年に策定した行動計画を2014年、2022年と改定し、その行動計画に基づき、政府は人身取引対策に取り組んできたところです。現行の行動計画の具体的な事項については、資料1のとおりです。

しかしながら、依然、人身取引の根絶には至っておりません。資料2を御覧ください。人身取引事犯の被害者数は令和4年以降増加傾向にあり、社会的な耳目を集める事案も発生しているところです。

近年の具体的な事例については、資料3のとおりです。悪質ホストクラブによる売春強要や、外国人・児童が被害に遭う事例が確認されています。

このような情勢を受け、関係省庁における取組の状況を御報告いただき、人身取引対策の一層の強化を図るため、人身取引対策推進会議を開催するものであります。

それでは、議題の「人身取引対策に関する取組の強化」に関して、構成員から、御発言をお願いしたいと思います。それではまず、黄川田内閣府特命担当大臣から御発言をお願いいたします。

【黄川田内閣府特命担当大臣】

男女共同参画及びこども政策担当大臣として申し上げます。

人身取引は重大な人権侵害であり、被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらすものです。そして、その被害の回復は非常に困難なものです。

内閣府では、性的搾取側への啓発を推進するため、人身取引に関するポスターの掲示や動画の配信により、積極的な情報発信に努めているところです。

また、ポスターやリーフレット等により、被害の申告先や相談窓口の広報を進めています。

あわせて、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」に対する支援体制の整備や、被害相談などを行うことができる全国共通短縮番号「シャープ8891・はやくワンストップ」、SNSによる相談窓口「キュアタイム」の広報を進め、性的な被害を受けた方への支援を充実させてまいります。

こども家庭庁では、人身取引の被害者が児童である場合には、必要に応じ、児童相談所において、児童心理司等による面接、医師等による診断等を行うとともに、専門医療機関と連携するなど、心理的ケアや精神的治療を実施することとしています。

先般のタイ人少女の事案では、こどもが被害を受けましたが、人身取引対策については、児童福祉法を含めた関係法令全体で、実効性を担保していくことが重要であり、今後とも、関係省庁と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

【尾崎内閣官房副長官】

ありがとうございました。続きまして、あかま国家公安委員会委員長から御発言をお願いします。

【あかま国家公安委員会委員長】

令和6年に警察において取り扱った人身取引事犯をみると、その多くが性的搾取事案であり、中には、悪質なホストクラブにおいて、性風俗店に紹介されたり、売春をさせられたりした方もみられました。

さらに、被害者に占める児童の割合が6割以上となるなど、人身取引事犯をめぐる情勢は、依然として憂慮すべき状況にあります。

今後とも、改正風営適正化法をはじめとする各種法令を駆使した厳正な取締り、児童の性的搾取事犯に関する国内外の関係機関との情報交換や、その取締りに係る国際協同オペレーションへの参画等を通じた国際連携の強化を推進するとともに、関係機関と連携した広報啓発等により、これらの被害の未然防止に努めるよう警察を指導してまいります。

【尾崎内閣官房副長官】

ありがとうございました。続きまして、平口法務大臣から御発言をお願いします。

【平口法務大臣】

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められるものであって、政府を挙げて対策を講ずる必要があるものと認識しております。

人身取引事犯に対しては、関係法令を駆使してその撲滅を図ることが肝要であるところ、人身取引に関する事案に対して適用し得る法令の一つである売春防止法について、法務省においては、近時の社会情勢などを踏まえた売買春に係る規制の在り方について必要な検討を進めています。

また、人身取引の被害者を確実に認知していくことが重要であるところ、出入国在留管理庁において、外国人がSNS等を使って人身取引の被害を相談できる窓口を設け、その被害をより訴え出やすい環境を更に整備してまいります。

【尾崎内閣官房副長官】

ありがとうございました。続きまして、大西外務大臣政務官から御発言をお願いします。

【大西外務大臣政務官】

外務省では、国内での外国人の人身取引を未然に防ぐため、在外公館において厳格な査証審査や啓発事業に取り組むとともに、国際機関を通じた、各国の警察や入管当局等に対する人身取引対策の研修を実施しています。

さらに日本国内で外国人の人身取引被害が認知された際は、国際移住機関（IOM）を通じて、希望する被害者の帰国及び社会復帰支援を実施しています。

加えて、我が国の人身取引対策について国際社会から正しい理解が得られるよう、今後も引き続き丁寧に説明してまいります。

【尾崎内閣官房副長官】

ありがとうございました。続きまして、上野厚生労働大臣から御発言をお願いします。

【上野厚生労働大臣】

厚生労働省においては、人身取引が重大な人権侵害であるとの認識の下、様々な人身取引被害者の保護・支援等に取り組んでまいりました。

例えば、女性相談支援センターにおいて人身取引被害者を保護し、生活支援や心理的ケアを行っているほか、近年では悪質ホストクラブの被害者から相談を受け付け、関係機関と連携して支援を行っているところです。

今後さらに、多様な被害者の保護や支援が行えるよう体制の充実に努めてまいります。

また、技能実習制度を発展的に解消し、創設する育成労制度については、技能実習制度では認められていなかった本人の意向による転籍を一定の要件のもとで認めること、育成労外国人が送り出し機関に支払う費用に上限額を設定すること、監理支援機関の許可基準を従来よりも厳格にすることなどの取組により、育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護を進めてまいります。

今後も、関係府省庁と緊密に連携し、人身取引対策を推進してまいります。

【尾崎内閣官房副長官】

ありがとうございました。

それでは、最後に、木原官房長官から御指示をいただきますが、これからプレスが入りますので、しばらくお待ちください。

(プレス入室)

【尾崎内閣官房副長官】

木原官房長官から御指示をお願いいたします。

【木原内閣官房長官】

冒頭、尾崎副長官より説明があったとおり、人身取引は、重大な人権侵害であり、深刻な国際問題であります。

我が国では、現在行動計画2022に基づき、その対策を進めているところであり、一定の成果も上がっていると考えています。

しかしながら、人身取引の被害者数は増加傾向にあり、加えて社会的な耳目を集める事案も発生している状況です。

そこで、政府一丸となった人身取引対策の一層の強化のため、各府省庁において、行動計画の改定に向けた作業を開始してください。

新たな行動計画の策定の作業に当たっては、人身取引の手段の巧妙化や情勢の変化を念頭に置きながら、人身取引事犯の実態を丁寧に分析し、人身取引の防止・撲滅に向け、どのような対応が有効か、各府省庁がよく連携の上検討し、進めてください。

今年の夏を目指として改定ができるよう、各大臣におかれでは、御協力の程よろしくお願ひいたします。

(プレス退室)

【尾崎内閣官房副長官】

それでは、これで人身取引対策推進会議第12回会合を終了いたします。
本日は、ありがとうございました。

以上